

去程二十一月○建武二年二十五日ノ卯ノ刻ニ、新田左兵衛督義貞、脇屋右衛門佐義助、六萬餘騎ニテ矢矧河ニ推寄敵ノ陣ヲ見渡セバ、其勢二三十萬騎モアルラント思シクテ、河ヨリ東橋○矢ノ上下三十餘町ニ打チ圍デ、雲霞ノ如クニ充滿タリ、略中高武藏守師直、越後守師泰、二萬餘騎ニテ橋ヨリ下ノ瀬ヲ渡シテ、義貞ノ右將軍大島額田、籠澤岩松ガ勢ニ打チカ、ル、官軍七千餘騎喚イデ真中ニカケ入リテ、東西南北ヘカケ散シ、半時バカリゾ揉ミ合ヒケル、

〔信長公記十五〕天正十年四月十八日、正田之町より大比良川こさせられ、岡崎城之腰むつ田川、矢はぎ川には是又矢作にて橋を懸させ、かち人渡し被申、御馬共は乗こさせられ、矢はぎの宿を打過て池鯉鮒に至て御泊、

〔岩淵夜話別集一〕或時、岡崎の御城下矢矧橋の洪水にてながれければ、さつそく掛渡すべき旨、家康公被仰付、就夫各家老申上られけるは、兼々何れも存寄罷在候へども、かやうの時節を以て可申上と存じ差扣候、此橋の義は世間にまれなる大橋にて候得ば、夥敷御物入にて御座候、其上當時戰國の儀にも候へば、御城下にかやうなる大河有之候は、第一御要害にも候へば、旁以て今度流捨り候を幸に被遊、向後の義は船渡しに仰付られ可然と奉存候と一同に申上る、家康公仰られけるは、抑此矢矧の橋の事は、代々の記録にもあるし、其外舞にも平家にも語り傳て、日本の國中に誰しらぬものもなし、定めて異國へも聞へぬ事は有まじ、然るに物入多ければとて、今更橋を停止して船渡しに申付、往還旅人になんぎをかけんことは、國持の本意にあらず、たとひ何ほどの入用たりともすこしも不苦、早々掛渡し候やうに被申付べし、さて又要害に頼むと云ふは、人にもより、時にも可寄もの也、當時家康が心入のほどは、一向左様の趣にあらず、そのだんは何れもの心入にあるべきものなり、然れば要害を求むるには不及義なり、唯片時もはやく橋を掛渡し、往還の煩なきやうに可被申付旨、被仰出けるなり、